

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則（案）

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則（平成19年川崎市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条、第7条関係）

1 土橋小学校

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
多目的ホール	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円

2 犬蔵中学校

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分
格技室	1,340円	2,570円	2,680円	6,590円

3 生田中学校

区分	午前	午後	夜間	全日	
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	
特別創作活動センター	陶芸室	1,450円	1,790円	2,460円	5,700円
	美術工芸室	1,450円	1,790円	2,460円	5,700円
	料理室	1,450円	1,790円	2,350円	5,590円
	会議室	1,230円	1,450円	1,900円	4,580円
	和室	1,230円	1,450円	1,900円	4,580円

4 はるひ野小学校及びはるひ野中学校

区分			午前 9 時 15 分 ～ 午前 11 時 15 分	午前 11 時 30 分 ～ 午後 1 時 30 分	午後 1 時 45 分 ～ 午後 3 時 45 分	午後 4 時～午 後 6 時	午後 6 時 30 分 ～ 午後 8 時 30 分	午前 9 時 15 分 ～ 午後 8 時 30 分
はる ひ野 黒川 地域 交流 セン ター	多目 的ホ ール	大ホ ール	780円	780円	780円	780円	1,110円	4,230円
		小ホ ール	600円	600円	600円	600円	880円	3,280円
	ミーテ ィン グル ーム	370円	370円	370円	370円	520円	2,000円	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

学校特別開放施設の使用料の額を改定するため、この規則を制定するものである。

川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					改正前						
○川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則 平成19年1月18日教委規則第1号					○川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則 平成19年1月18日教委規則第1号						
(第1条～第21条 略)					(第1条～第21条 略)						
別表(第4条、第7条関係)					別表(第4条、第7条関係)						
1 土橋小学校					1 土橋小学校						
区分		午前	午後	夜間	全日	区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
多目的ホール		2,680円	3,800円	4,920円	11,400円	多目的ホール		2,640円	3,740円	4,840円	11,220円
2 犬蔵中学校					2 犬蔵中学校						
区分		午前	午後	夜間	全日	区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～9時 30分	9時～9時 30分			9時～12時	1時～5時	6時～9時 30分	9時～9時 30分
格技室		1,340円	2,570円	2,680円	6,590円	格技室		1,320円	2,530円	2,640円	6,490円
3 生田中学校					3 生田中学校						
区分		午前	午後	夜間	全日	区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
特別 創作 活動 セン ター	陶芸室	1,450円	1,790円	2,460円	5,700円	特別 創作 活動 セン ター	陶芸室	1,430円	1,760円	2,420円	5,610円
	美術工芸室	1,450円	1,790円	2,460円	5,700円		美術工芸室	1,430円	1,760円	2,420円	5,610円
	料理室	1,450円	1,790円	2,350円	5,590円		料理室	1,430円	1,760円	2,310円	5,500円
	会議室	1,230円	1,450円	1,900円	4,580円		会議室	1,210円	1,430円	1,870円	4,510円

改正後								改正前											
和室		1,230円		1,450円		1,900円		4,580円		和室		1,210円		1,430円		1,870円		4,510円	
4 はるひ野小学校及びはるひ野中学校								4 はるひ野小学校及びはるひ野中学校											
区分		午前9時15分～午前11時15分	午前11時30分～午後1時30分	午後1時45分～午後3時45分	午後4時～午後6時	午後6時30分～午後8時30分	午前9時15分～午後8時30分			区分		午前9時15分～午前11時15分	午前11時30分～午後1時30分	午後1時45分～午後3時45分	午後4時～午後6時	午後6時30分～午後8時30分	午前9時15分～午後8時30分		
はるひ野黒川地域交流センター	多目的ホール	大ホール	780円	780円	780円	780円	1,110円	4,230円			はるひ野黒川地域交流センター	多目的ホール	大ホール	770円	770円	770円	770円	1,090円	4,170円
		小ホール	600円	600円	600円	600円	880円	3,280円					はるひ野黒川地域交流センター	多目的ホール	小ホール	590円	590円	590円	590円
	ミーティングルーム	370円	370円	370円	370円	520円	2,000円			はるひ野黒川地域交流センター	多目的ホール	ミーティングルーム			370円	370円	370円	370円	520円

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則
について

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市市民館使用規則（昭和47年川崎市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第21条」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

市民館設備使用料一覧

1 ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考	
音響設備	拡声装置	円 1,680	1	1式		
	補助ミキサー	560	1	1台		
	ダイナミックマイクロホン	220	1	1本		
	コンデンサーマイクロホン	670	1	1本		
	ワイヤレスマイクロホン	1,230	1	1本		
	ディスク・プレーヤー	560	1	1台	レコード、CD等の再生専用	
	録音再生機器	560	1	1台	テープ、MD等の録音再生用	
	音響効果装置		560	1	1台	マイクロホン用3点吊装置
			560	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
			560	1	1台	可搬型スピーカー類
			560	1	1台	ランニング装置
		560	1	1台	その他の装置	
	ボーダーライト	440	1	1列		

照明 設備	アッパーホリゾントライト	670	1	1列	
	ローアホリゾントライト	440	1	1列	
	サスペンションライト	1,120	1	1列	
	プロセニウムスポットライト	1,120	1	1列	
	トーメンタルスポットライト	1,120	1	1式	
	フットライト	220	1	1列	
	シーリングスポットライト	1,120	1	1列	
	ライトバトン	1,120	1	1列	高津に適用
	フロントサイドスポットライト	1,120	1	1式	
	サイドライトバトン	1,120	1	1式	高津に適用
	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット以下
		220	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
		330	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	1,120	1	1台	
	ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル
		110	1	1基	1.8メートル
	照明効果装置	440	1	1台	ミラーボール
		440	1	1台	リップルマシン
		440	1	1台	オーロラマシン
		440	1	1台	ストロボマシン
		440	1	1台	エフェクトマシン
440		1	1台	ミニプロファイール	

		440	1	1 台	その他の装置
	ディスク	110	1	1 枚	
	先玉	110	1	1 個	
	元玉	110	1	1 個	
舞台 設備	演壇	330	1	1 式	
	司会者台	220	1	1 台	
	反響板	1,680	1	1 式	照明付
	指揮台	110	1	1 台	
	指揮者用譜面台	110	1	1 台	
	譜面台	55	1	1 台	
	譜面灯	55	1	1 台	
	椅子	22	1	1 脚	
	コントラバス用椅子	55	1	1 脚	
	長机	110	1	1 脚	
	所作台	2,240	1	1 式	
	平台	110	1	1 台	
	足	11	1	1 個	
	松羽目	1,120	1	1 式	
	鳥屋囲	560	1	1 式	
	金屏風	1,120	1	1 双	
	銀屏風	1,120	1	1 双	
	紅白幕	220	1	1 枚	
	浅黄幕	220	1	1 枚	
	紗幕	220	1	1 枚	

	遠見	1,120	1	1枚	
	地がすり	330	1	1枚	
	もうせん	330	1	1枚	
	長座布団	110	1	1枚	
	高座用座布団	110	1	1枚	
	座布団	22	1	1枚	
	上敷	110	1	1枚	
	バレエシート	4,480	1	1式	麻生に適用（テープ別）
	大太鼓	220	1	1式	
	ピアノ	5,600	1	1台	フルコンサート（調律別）
	スクリーン	220	1	1張	
	浴室	560	1	1室	
その他	映写機	890	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	890	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	1,680	1	1台	幸・中原・多摩・麻生に適用
	持込器具	110	1	1キ ロワ ット	

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,680	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン ビデオプロジェクター（高津・多摩に適用）
照明設備	1,120	1	1式	宮前・多摩・麻

				生に適用
ピアノ	3,360	1	1台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	560	1	1式	会議室にも適用
金屏風	1,120	1	1双	高津・多摩・麻 生に適用

3 その他の設備

品名	金額	回数	単位	備考
陶芸窯	円 3,360	1	1台	中原・多摩に適 用

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

市民館の使用料の額を改定すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後						改正前					
○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号 (趣旨) 第1条 この規則は、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、川崎市市民館（以下「市民館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (第2条～第21条 略)						○川崎市市民館使用規則 昭和47年9月13日教委規則第29号 (趣旨) 第1条 この規則は、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、川崎市市民館（以下「市民館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (第2条～第21条 略)					
別表（第8条関係） 市民館設備使用料一覧 1 ホール						別表（第8条関係） 市民館設備使用料一覧 1 ホール					
種別	品名	金額	回数	単位	備考	種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	拡声装置	円 1,680	1	1式		音響設備	拡声装置	円 1,650	1	1式	
	補助ミキサー	560	1	1台			補助ミキサー	550	1	1台	
	ダイナミックマイクロホン	220	1	1本			ダイナミックマイクロホン	220	1	1本	
	コンデンサーマイクロホン	670	1	1本			コンデンサーマイクロホン	660	1	1本	
	ワイヤレスマイクロホン	1,230	1	1本			ワイヤレスマイクロホン	1,210	1	1本	
	ディスク・プレーヤー	560	1	1台	レコード、CD等の再生専用		ディスク・プレーヤー	550	1	1台	レコード、CD等の再生専用
	録音再生機器	560	1	1台	テープ、MD等の録音再生用		録音再生機器	550	1	1台	テープ、MD等の録音再生用

改正後						改正前					
	音響効果装置	560	1	1台	マイクロホン用 3点吊装置		音響効果装置	550	1	1台	マイクロホン用 3点吊装置
		560	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置			550	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		560	1	1台	可般型スピーカ一類			550	1	1台	可般型スピーカ一類
		560	1	1台	ランニング装置			550	1	1台	ランニング装置
		560	1	1台	その他の装置			550	1	1台	その他の装置
照明設備	ボーダーライト	440	1	1列		照明設備	ボーダーライト	440	1	1列	
	アッパー水平ライト	670	1	1列			アッパー水平ライト	660	1	1列	
	ローア水平ライト	440	1	1列			ローア水平ライト	440	1	1列	
	サスペンションライト	1,120	1	1列			サスペンションライト	1,100	1	1列	
	プロセニウムスポットライト	1,120	1	1列			プロセニウムスポットライト	1,100	1	1列	
	トーマンタルスポットライト	1,120	1	1式			トーマンタルスポットライト	1,100	1	1式	
	フットライト	220	1	1列			フットライト	220	1	1列	
	シーリングスポットライト	1,120	1	1列			シーリングスポットライト	1,100	1	1列	
	ライトバトン	1,120	1	1列	高津に適用		ライトバトン	1,100	1	1列	高津に適用
	フロントサイドスポットライト	1,120	1	1式			フロントサイドスポットライト	1,100	1	1式	
	サイドライトバトン	1,120	1	1式	高津に適用		サイドライトバトン	1,100	1	1式	高津に適用
スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット		

改正後						改正前						
舞台 設備					以下					以下		
		220	1	1台	0.5キロワット を超え1.0キロ ワットまで		220	1	1台	0.5キロワット を超え1.0キロ ワットまで		
		330	1	1台	1.0キロワット を超えるもの		330	1	1台	1.0キロワット を超えるもの		
		ピンスポットライト	1,120	1	1台			ピンスポットライト	1,100	1	1台	
		ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル		ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル
			110	1	1基	1.8メートル			110	1	1基	1.8メートル
		照明効果装置	440	1	1台	ミラーボール		照明効果装置	440	1	1台	ミラーボール
			440	1	1台	リップルマシン			440	1	1台	リップルマシン
			440	1	1台	オーロラマシン			440	1	1台	オーロラマシン
			440	1	1台	ストロボマシン			440	1	1台	ストロボマシン
			440	1	1台	エフェクトマシ ン			440	1	1台	エフェクトマシ ン
			440	1	1台	ミニプロフィール			440	1	1台	ミニプロフィール
			440	1	1台	その他の装置			440	1	1台	その他の装置
		ディスク	110	1	1枚			ディスク	110	1	1枚	
		先玉	110	1	1個			先玉	110	1	1個	
		元玉	110	1	1個			元玉	110	1	1個	
		演壇	330	1	1式			演壇	330	1	1式	
	司会者台	220	1	1台			司会者台	220	1	1台		
	反響板	1,680	1	1式	照明付		反響板	1,650	1	1式	照明付	
	指揮台	110	1	1台			指揮台	110	1	1台		
	指揮者用譜面台	110	1	1台			指揮者用譜面台	110	1	1台		
	譜面台	55	1	1台			譜面台	55	1	1台		

改正後					改正前				
譜面灯	55	1	1台		譜面灯	55	1	1台	
椅子	22	1	1脚		椅子	22	1	1脚	
コントラバス用椅子	55	1	1脚		コントラバス用椅子	55	1	1脚	
長机	110	1	1脚		長机	110	1	1脚	
所作台	2,240	1	1式		所作台	2,200	1	1式	
平台	110	1	1台		平台	110	1	1台	
足	11	1	1個		足	11	1	1個	
松羽目	1,120	1	1式		松羽目	1,100	1	1式	
鳥屋囲	560	1	1式		鳥屋囲	550	1	1式	
金屏風	1,120	1	1双		金屏風	1,100	1	1双	
銀屏風	1,120	1	1双		銀屏風	1,100	1	1双	
紅白幕	220	1	1枚		紅白幕	220	1	1枚	
浅黄幕	220	1	1枚		浅黄幕	220	1	1枚	
紗幕	220	1	1枚		紗幕	220	1	1枚	
遠見	1,120	1	1枚		遠見	1,100	1	1枚	
地がすり	330	1	1枚		地がすり	330	1	1枚	
もうせん	330	1	1枚		もうせん	330	1	1枚	
長座布団	110	1	1枚		長座布団	110	1	1枚	
高座用座布団	110	1	1枚		高座用座布団	110	1	1枚	
座布団	22	1	1枚		座布団	22	1	1枚	
上敷	110	1	1枚		上敷	110	1	1枚	
バレエシート	4,480	1	1式	麻生に適用 (テープ別)	バレエシート	4,400	1	1式	麻生に適用 (テープ別)
大太鼓	220	1	1式		大太鼓	220	1	1式	
ピアノ	5,600	1	1台	フルコンサート (調律別)	ピアノ	5,500	1	1台	フルコンサート (調律別)
スクリーン	220	1	1張		スクリーン	220	1	1張	

改正後					改正前					
	浴室	<u>560</u>	1	1室		浴室	<u>550</u>	1	1室	
その他	映写機	<u>890</u>	1	1台	16ミリ	映写機	<u>880</u>	1	1台	16ミリ
	ビデオプロジェクター	<u>890</u>	1	1台	高津に適用	ビデオプロジェクター	<u>880</u>	1	1台	高津に適用
	液晶プロジェクター	<u>1,680</u>	1	1台	幸・中原・高津・多摩・麻生に適用	液晶プロジェクター	<u>1,650</u>	1	1台	幸・中原・高津・多摩・麻生に適用
	持込器具	110	1	1キ ロワ ット		持込器具	110	1	1キ ロワ ット	

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 <u>1,680</u>	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン ビデオプロジェクター（高津・多摩に適用）
照明設備	<u>1,120</u>	1	1式	宮前・多摩・麻生に適用
ピアノ	<u>3,360</u>	1	1台	セミコンサート（調律別）
レクチャーテーブル	<u>560</u>	1	1式	会議室にも適用
金屏風	<u>1,120</u>	1	1双	高津・多摩・麻生に適用

3 その他の設備

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 <u>1,650</u>	1	1式	テープレコーダー レコードプレーヤー マイクロホン ビデオプロジェクター（高津・多摩に適用）
照明設備	<u>1,100</u>	1	1式	宮前・多摩・麻生に適用
ピアノ	<u>3,300</u>	1	1台	セミコンサート（調律別）
レクチャーテーブル	<u>550</u>	1	1式	会議室にも適用
金屏風	<u>1,100</u>	1	1双	高津・多摩・麻生に適用

3 その他の設備

改正後					改正前				
品名	金額	回数	単位	備考	品名	金額	回数	単位	備考
陶芸窯	円 3,360	1	1台	中原・多摩に適用	陶芸窯	円 3,300	1	1台	中原・多摩に適用
備考					備考				
<p>1 本表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 前項において、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 本表3の陶芸窯の使用については、市民館の施設を使用して創作した作品に限る。</p>					<p>1 本表1及び2においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 前項において、使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 本表3の陶芸窯の使用については、市民館の施設を使用して創作した作品に限る。</p>				

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則について

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育文化会館使用規則（昭和42年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条」を「第21条」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

1 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,680	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,120	1	1式	
映写機	890	1	1式	16ミリ
ピアノ	3,360	1	台	セミコンサート（調律別）
レクチャーテーブル	560	1	式	会議室にも適用

2 1以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置（テープレコーダー付き）	1,120円	1	1台
ビデオプロジェクター	1,120円	1	1台

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使

用料については、なお従前の例による。

制 定 理 由

教育文化会館の使用料の額を改定すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																																																												
<p>○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市教育文化会館条例(昭和42年川崎市条例第18号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、川崎市教育文化会館(以下「会館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条～第21条 略)</p> <p>別表(第8条関係) 教育文化会館設備使用料一覧</p> <p>1 大会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品名</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 5%;">回数</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置</td> <td style="text-align: right;">円 1,680</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td>テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td style="text-align: right;">1,120</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td style="text-align: right;">890</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td>16ミリ</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td style="text-align: right;">3,360</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>セミコンサート(調律別)</td> </tr> <tr> <td>レクチャーテーブル</td> <td style="text-align: right;">560</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">式</td> <td>会議室にも適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1以外の設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 20%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額	回数	単位	備考	拡声装置	円 1,680	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン	照明設備	1,120	1	1式		映写機	890	1	1式	16ミリ	ピアノ	3,360	1	台	セミコンサート(調律別)	レクチャーテーブル	560	1	式	会議室にも適用	品名	金額	回数	単位					<p>○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市教育文化会館条例(昭和42年川崎市条例第18号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、川崎市教育文化会館(以下「会館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条～第21条 略)</p> <p>別表(第8条関係) 教育文化会館設備使用料一覧</p> <p>1 大会議室</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">品名</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 5%;">回数</th> <th style="width: 5%;">単位</th> <th style="width: 60%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡声装置</td> <td style="text-align: right;">円 1,650</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td>テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td style="text-align: right;">1,100</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>映写機</td> <td style="text-align: right;">880</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1式</td> <td>16ミリ</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td style="text-align: right;">3,300</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">台</td> <td>セミコンサート(調律別)</td> </tr> <tr> <td>レクチャーテーブル</td> <td style="text-align: right;">550</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">式</td> <td>会議室にも適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1以外の設備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 20%;">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額	回数	単位	備考	拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン	照明設備	1,100	1	1式		映写機	880	1	1式	16ミリ	ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート(調律別)	レクチャーテーブル	550	1	式	会議室にも適用	品名	金額	回数	単位				
品名	金額	回数	単位	備考																																																																									
拡声装置	円 1,680	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン																																																																									
照明設備	1,120	1	1式																																																																										
映写機	890	1	1式	16ミリ																																																																									
ピアノ	3,360	1	台	セミコンサート(調律別)																																																																									
レクチャーテーブル	560	1	式	会議室にも適用																																																																									
品名	金額	回数	単位																																																																										
品名	金額	回数	単位	備考																																																																									
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン																																																																									
照明設備	1,100	1	1式																																																																										
映写機	880	1	1式	16ミリ																																																																									
ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート(調律別)																																																																									
レクチャーテーブル	550	1	式	会議室にも適用																																																																									
品名	金額	回数	単位																																																																										

改正後				改正前			
拡声装置（テープレコーダー付き）	<u>1,120円</u>	1	1台	拡声装置（テープレコーダー付き）	<u>1,100円</u>	1	1台
ビデオプロジェクター	<u>1,120円</u>	1	1台	ビデオプロジェクター	<u>1,100円</u>	1	1台
備考				備考			
<p>1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>				<p>1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>			

川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正
する規則について

川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市青少年の家条例施行規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第20条」に改める。

第11条第1項第3号及び第12条第2号ア中「5割相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

利用料金の減免及び返還を行う場合の端数処理方法を定めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市青少年の家条例施行規則 昭和63年6月29日教委規則第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、川崎市青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条～第10条 略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第11条の規定により、次の各号に掲げる者については、その申請に基づいて利用料金を減額し、又は免除することができるものとし、その額は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（大学を除く。）が行う活動に参加する幼児、児童、生徒及びこれらの引率者 全額</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が行う活動に参加する者及びその引率者 全額</p> <p>(3) 市が指導育成を必要とする市内の青少年教育関係団体が行う活動に参加する者及びその引率者 5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条 条例第12条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次</p>	<p>○川崎市青少年の家条例施行規則 昭和63年6月29日教委規則第12号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、川崎市青少年の家（以下「青少年の家」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条～第10条 略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 条例第11条の規定により、次の各号に掲げる者については、その申請に基づいて利用料金を減額し、又は免除することができるものとし、その額は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校（大学を除く。）が行う活動に参加する幼児、児童、生徒及びこれらの引率者 全額</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が行う活動に参加する者及びその引率者 全額</p> <p>(3) 市が指導育成を必要とする市内の青少年教育関係団体が行う活動に参加する者及びその引率者 5割相当額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第12条 条例第12条ただし書の規定により、利用料金を返還する場合は、次</p>

改正後	改正前
<p>の各号のとおりとし、その額は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができないとき 全額</p> <p>(2) 前号に定める理由以外の理由で利用できない旨申し出たとき</p> <p>ア 宿泊利用の場合 利用開始日の1月前まで 全額 利用開始日の15日前まで 5割相当額 (10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>イ 日帰り利用の場合 利用日の3日前まで 全額</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、委員会が正当な理由があると認めるとき 委員会が認める額</p>	<p>の各号のとおりとし、その額は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができないとき 全額</p> <p>(2) 前号に定める理由以外の理由で利用できない旨申し出たとき</p> <p>ア 宿泊利用の場合 利用開始日の1月前まで 全額 利用開始日の15日前まで 5割相当額</p> <p>イ 日帰り利用の場合 利用日の3日前まで 全額</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、委員会が正当な理由があると認めるとき 委員会が認める額</p>

川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について

川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市少年自然の家条例施行規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第20条」に改める。

第13条第1項第3項中「5割相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

制 定 理 由

利用料金の減免を行う場合の端数処理方法を定めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市少年自然の家条例施行規則 昭和52年6月15日教委規則第18号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市少年自然の家条例(昭和52年川崎市条例第16号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、川崎市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条～第12条 略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 条例第14条の規定に基づき指定管理者が利用料金を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために利用するとき。 全額</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の義務教育諸学校が行う教育活動で利用するとき。 全額</p> <p>(3) 市が指導育成を必要とする少年団体がその目的のため利用するとき。 5割相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>○川崎市少年自然の家条例施行規則 昭和52年6月15日教委規則第18号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、川崎市少年自然の家条例(昭和52年川崎市条例第16号。以下「条例」という。)第21条の規定に基づき、川崎市少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第2条～第12条 略)</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第13条 条例第14条の規定に基づき指定管理者が利用料金を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために利用するとき。 全額</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内の義務教育諸学校が行う教育活動で利用するとき。 全額</p> <p>(3) 市が指導育成を必要とする少年団体がその目的のため利用するとき。 5割相当額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定管理者は委員会が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>